

31-1117

韓国における一般用医薬品販売規制の調査

○金 惠洙¹, 安川 憲¹, 黄 完均², 高 聖權², 金 一赫² (¹日本大・薬,²韓国中央大・薬)

【目的】日本では、医薬品の規制緩和が行われ、昨年末「医薬品のうち安全特に上問題のないものの選定に関する検討会」において約370種の医薬品が新医薬部外品となり、2004年秋よりして一般小売店（コンビニ等）で販売出来るようになった。今回、韓国におけるセルフメディケーションの実施状況を調査する機会を得たので、一般用医薬品販売規制調査の実施された仏国、独国、英国、米国の調査結果と日本の現状と比較した。【方法】2004年8月30, 31日にソウル市内の一般薬局（国際堂薬局）、漢方薬局（西光 Tower 薬局）、調剤薬局（住民薬局）及び薬局チェーン店（オンヌリ・チェーン・ドラッグストアー）を調査した。【結果および考察】薬局の開設者要件が薬剤師である国は、仏国、独国、英国及び韓国であり、米国と日本では規定はなかった。医薬品を一般小売店（コンビニ等）で販売出来る国は、英国の自由販売医薬品、米国の一般医薬品である。販売体制がOTC(Over The Counter)である国は仏国、独国、英国及び韓国であった。米国では一般小売店だけでなく自動販売機でも販売しており、日本では薬剤師から見てOTCとなり消費者が自由に手に取れる状態である。今回ソウル市内で調査した薬局では欧州での販売体制と似ており、医薬分業率は100%である。欧州で医薬品として用いられているものが、米国では食品であることから問題が起きているが、韓国では医薬品として扱われていたが日本では米国と同様に食品として扱われており、トラブルが報告されている。今回、調査した韓国の薬局は綺麗に整頓されており、日本における激安乱売の広告・ポップ・ポスター・チラシ等が店内に張られている様子は見られなかった。韓国の薬局の体系は日本の米国型と違い欧州型であった。